

介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

令和3年9月
宮城県保健福祉部
長寿社会政策課

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、介護サービス情報の公表制度における調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

1 趣旨

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35の第3項の規定により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して県が実施する介護サービス情報の公表に係る調査（以下「調査」という。）について、基本的事項を定める。

2 調査の目的

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）が平成24年4月1日に施行され、介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）についても見直しが行われることになった。

調査についてはこれまで、すべての公表対象事業所に対して年1回の実施が義務付けられていたが、平成24年度以降は、国のガイドラインを参酌して都道府県が定めた調査指針に従い実施することとされたところである。

そのような中で、利用者やその家族等の介護サービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的に、報告内容の事実確認のための調査を実施するものとする。

3 調査対象事業所等

調査の対象となる介護サービス事業所及び施設（以下「事業所」という。）は次に掲げるものとし、毎年度策定する報告・調査事務・情報公表事務に関する計画（以下「計画」という。）において調査を行う事業所を定める。

- (1) 計画の基準日現在において、指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けた公表対象サービスを実施している事業所のうち、計画の基準日前1年間に支払いを受けた当該公表対象サービスに係る介護報酬（利用者負担分を含む。）の金額が100万円を超える事業所で、計画年度が下記の年度に該当するもの。

ただし、令和3年度の調査に限り、平成15年度又は平成24年度前半（平成24年4月1日～平成24年9月30日）に新規の指定等を受けた事業所を除く。

また、当該事業所は令和4年度に調査を行う。

- イ 新規の指定等を受けた年度の翌年度
- ロ 新規の指定等を受けた年度に3を加えた年度

- ハ 指定等の更新後の有効期間開始日の属する年度
- ニ 上記ハの年度に3を加えた年度
- ホ 平成17年度又は平成20年度に新規の指定等を受けた事業所（本来令和2年度の調査対象であった事業所）

〔実施時期〕 計画で定める時期に実施

〔調査項目〕 介護保険法施行規則別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）及び介護保険法施行規則第140条の62の2に基づき、宮城県が独自に設けた項目（以下「宮城県独自項目」という。）

- (2) 上記（1）以外で、事業者自ら調査を受けることを希望する事業所

〔実施時期〕 原則として、調査を受けることを希望した年度内に実施

〔調査項目〕 運営情報及び宮城県独自項目

- (3) 情報公表制度において、介護サービス情報が既に公表されている事業所又は現に報告が提出されている事業所等のうち、報告内容に虚偽が疑われる事業所、公表内容について利用者等からの通報により疑義が生じた事業所その他県において調査が必要と認める事業所（これらの事業所に対する調査は、指定権者や調査機関等の関係機関と連携し、原則として県が実施する。）

〔実施時期〕 調査が必要と認められる事由の発生後、速やかに実施

〔調査項目〕 虚偽の疑いのある項目、通報があった項目その他必要な項目

なお、事業所の移転や法人の合併等により事業所が廃止され、新たに新規の指定等を受けた事業所等については、当該指定等の日を基準にして、上記（1）を適用するものとする。

4 調査の方法

調査は、原則として、指定調査機関の調査員1名以上が調査対象事業所を訪問して行うものとする。

ただし、令和3年度の調査に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、調査の方法は訪問に限らず、柔軟な対応を取ることを可能とする。

なお、1つの事業所が、別表に定める各グループ内の複数の介護サービスを一体的に運営している場合には、主たるサービスについての調査をもって、同一グループ内の他のサービスについても調査を行ったものとみなすことができる。

5 手数料の徴収

調査の実施に当たっては、宮城県手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）に基づき、手数料を徴収するものとする。

6 その他

(1) この指針は、令和3年度以降に実施する調査に適用する。

(2) 指定介護療養型医療施設に対する調査は、本指針中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により

なおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えて本指針を適用する。

- (3) この指針に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は、宮城県知事が毎年度策定する調査計画等において定めるものとする。

(別表)

グループ	介護サービス
A	訪問介護，夜間対応型訪問介護
B	訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護
C	訪問看護，介護予防訪問看護，療養通所介護
D	訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション
E	通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護，療養通所介護
F	通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション，療養通所介護
G	特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）（※1）， 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）（※2）， 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）（※3）
H	福祉用具貸与，介護予防福祉用具貸与，特定福祉用具販売，特定介護予防福祉用具販売
I	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
J	小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護
K	認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護
L	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
M	居宅介護支援
N	介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護
O	介護老人保健施設，短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるもの），介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設で提供されるもの）
P	介護医療院，短期入所療養介護（介護医療院で提供されるもの）介護予防短期入所療養介護（介護医療院で提供されるもの）
Q	介護療養型医療施設（旧介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等における入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。），短期入所療養介護（介護療養型医療施設等で提供されるもの。），介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等で提供されるもの。）

（※1） 特定施設入居者生活介護には，有料老人ホーム（外部サービス利用型を含む。），軽費老人ホーム（外部サービス利用型を含む。）及びサービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型を含む。）のサービスがある。

（※2） 介護予防特定施設入居者生活介護には，有料老人ホーム（外部サービス利用型を含む。），軽費老人ホーム（外部サービス利用型を含む。）及びサービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型を含む。）のサービスがある。

（※3） 地域密着型特定施設入居者生活介護には，有料老人ホーム，軽費老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のサービスがある。